

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
奈良県緑化土木協同組合	奈良県奈良市東紀寺町2-8-8

2 指名停止措置期間

令和5年7月18日～令和5年10月17日（3ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

奈良県緑化土木協同組合は、令和5年3月15日に近畿地方整備局（以下「近畿地整」という。）淀川ダム統合管理事務所発注の「天ヶ瀬ダム右岸法面対策工事」を落札したが、経営の悪化による廃業を理由に、令和5年3月20日に契約を辞退した。

また、令和4年10月19日に近畿地整奈良国道事務所と契約した「大和御所道路小槻高架橋P71L下部他工事」について、経営の悪化による廃業を理由に、令和5年3月22日に履行不能届を提出し、同事務所は工事請負契約書第48条第5号に該当するとして、令和5年4月11日に契約を解除した。

さらに、令和4年8月30日に近畿地整滋賀国道事務所と契約した「国道1号瀬田地区他歩道設置工事」について、経営の悪化による廃業を理由に、令和5年4月10日に履行不能届を提出し、同事務所は工事請負契約書第48条第5号に該当するとして、令和5年4月25日に契約を解除した。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方としては不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内